公　示　送　達　書

栗原市告示第265号
令和8年11月6日

宮城県栗原市長　　佐藤　智

督促状（令和８年度国民健康保険税第４期）を下記の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明であるため送達することができないので、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２０条の２第１項の規定により公示送達します。

なお、当該書類は、当市役所税務課に保管してありますから、来庁のうえ受領してください。

記

送達する書類名	督促状（令和８年度国民健康保険税第４期）

送達を受けるべき者	住所	氏名
	宮城県栗原市築館字左足下５番地	鈴木　将也
	宮城県栗原市若柳字川北東若柳２１２番地１コーポミケナ２１０号	佐久間　茂
	宮城県栗原市若柳字川北東若柳１６７番地４コーポたかはしＢ１０３号	二階堂　典幸
	宮城県栗原市若柳字川南南大通７番地１７	門脇　和也
	宮城県栗原市栗駒岩ケ崎八日町１４番地２	韓　明峰
	宮城県栗原市栗駒岩ケ崎上小路１２７番地４Ｓｏｌ　Ｌｅｖａｎｔｅ　１０７号室	星　竜二
	宮城県栗原市栗駒中野上野原北８２番地３	佐藤　明
	宮城県栗原市高清水来光沢２番地２	ＡＳＲＩ　ＲＡＨＡＹＵ
	以下余白	

（注意）　地方税法第２０条の２第３項の規定により、掲示をした日から起算して７日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。